

越谷市教育情報セキュリティ基本方針

本基本方針については、越谷市教育情報セキュリティ基本方針に定めるもののほか、越谷市情報セキュリティ基本方針の定めるところによる。

1.1 趣旨

市立小学校、中学校（以下「学校」という）における教育情報セキュリティ対策の基本となる事項を定めるとともに、学校が積極的に情報セキュリティ対策に取り組み、情報セキュリティの確保を図ることを示すものである。

1.2 定義

教育情報セキュリティポリシーにおいて使用する用語を以下のとおり定義する。

- (1) 情報セキュリティ：情報資産の機密性、完全性、可用性を維持すること
- (2) 教育情報セキュリティポリシー：学校が情報資産を活用するにあたって、セキュリティ上保護すべき対象範囲と、対策や管理運営等についての方針を明文化したもの
- (3) 情報システム：ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、電磁的記録媒体等で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うもの
- (4) 情報資産：紙、電磁的記録媒体、フィルム等の記録媒体に記録されたすべての情報及び情報システムの総称
- (5) 機密性：情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性：情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性：情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

1.3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非

意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

1.4 対象範囲

教育情報セキュリティポリシーの対象範囲は、次のとおりとする。

- (1) 組織の範囲
学校の情報資産を利用する全ての組織（以下「対象組織」という。）
- (2) 人の範囲
対象組織の職員及び当該組織の業務に携わる全ての者（以下「教職員等」という。）
（教員又は教員以外、常勤または非常勤の別を問わない全ての職員）
- (3) 情報資産の範囲
対象組織で保有する学校の情報資産

1.5 教職員等の責務

教職員等は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び関連する法令等を遵守しなければならないものとする。

1.6 教育情報セキュリティ対策の実施

情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 情報セキュリティ管理体制の整備
最高情報セキュリティ責任者（副市長）のもとに教育情報セキュリティを確実にする管理体制を整備し、管理責任の所在を明確にする。
- (2) 情報資産の明確化及び分類
情報セキュリティ対策を確実に及び有効にするために、情報資産を明らかにし、かつ機密性・可用性・完全性別に分類する。
- (3) 人的セキュリティ対策
情報セキュリティに関する権限と責任を定めるとともに、教職員等に教育情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底するなど、十分な教育及び啓発を行うための必要な対策を講じる。
- (4) 物理的セキュリティ対策
情報システムを設置する場所への不正な立ち入り、情報資産への危害及び妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。

- (5) 技術的セキュリティ対策
情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理、コンピュータウイルス対策等の技術的な対策を講じる。
- (6) 運用に関するセキュリティ対策
情報システムの監視及び教育情報セキュリティポリシー遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等の運用面における必要な対策を行うとともに、緊急事態が発生した際に迅速な対応を行うための危機管理対策を講じる。
- (7) クラウドサービスの対策
クラウドサービス利用におけるリスクから情報資産を保護するための対策を講じる。
- (8) 1人1台端末におけるセキュリティ
児童・生徒が安全に1人1台端末を利用するための情報セキュリティ対策を講じる。
- (9) 業務委託とクラウドサービスの利用
 - ① 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。
 - ② クラウドサービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。
 - ③ ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

1.7 教育情報セキュリティ対策関連規程の整備

情報セキュリティ対策を講じるに当たり遵守すべき事項及び体系的かつ効果的な管理のため、以下に示す規程を整備する。なお、教育情報セキュリティ共通実施手順は、公にすることにより越谷市の教育行政及び学校運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

- (1) 教育情報セキュリティ対策基準
基本方針に基づき、情報セキュリティの有効性を継続的に維持するための運営・管理体制及び情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断等の基準を示すもの
- (2) 教育情報セキュリティ実施手順
教育情報セキュリティ対策基準に基づき、具体的な業務においてどのような手順に従って実行していくかを示すもの。

1.8 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守及び運用の状況を検証するため、定期的に又は必要に応じて監査及び自己点検を実施する。

1.9 評価及び見直しの実施

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果等に基づき、情報セキュリティ対策の評価を行うとともに、教育情報システムの変更、新たな脅威の発生など情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、教育情報セキュリティポリシー及び実施手順の見直しを適宜実施する。

1.10 違反に対する対応

教育情報セキュリティポリシーに違反した者に対しては、その重大性に応じて地方公務員法及び教育公務員特例法その他関係法令に基づく厳正な対応を行う。

1.11 委任

この方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。